

秋田県告示第441号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成25年10月4日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	仁賀保矢島館合線	由利本荘市矢島町荒沢字上一枚田66番4地先から字上一枚田57番1地先まで

2 供用開始の期日 平成25年10月4日

3 供用開始の区間を公表した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年10月4日から同月17日まで